

(営業届出が必要な営業の例)

製造業・加工業	販売業	調理業、その他
・コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。） ・農産保存食料品製造・加工業（例：乾燥野菜・果実、水煮冷蔵保存が必要なジャム 等） ・その他の食料品製造・加工業（例：焼き芋、焼き栗、白もち 等） ・器具・容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用されたものに限る。） ・精米、精麦業 等	・魚介類販売業（容器包装済品のための仕入れ・販売） ・食肉販売業（容器包装済品のための仕入れ・販売） ・乳類販売業 ・野菜果物販売業（例：八百屋 等） ・弁当販売業（調理しないもの） ・小売業（例：菓子、パン、乾物、飲料 等） （長期保存に向かない包装食品の仕入れ・小売販売） ・卸売業（例：菓子、パン、乾物、飲料、砂糖・味そ 等） （長期保存に向かない包装食品の仕入れ・卸売販売） ・行商 ・卵販売業 等	・集団給食施設 ・許可業種に当たらない自動販売機 等